

# 令和4年度 山口市空港利用インバウンドツアー団体バス助成事業

## 助成金交付要項

### 第1 目的

この要項は、山口県及び近隣の空港を利用して来日する外国人旅行者の山口市への宿泊、誘致につなげるため、旅行会社等を対象とした旅行商品造成支援を行い、旅行商品の造成及び販売を促進させることを目的とする。

### 第2 助成対象

国内外の旅行会社を対象とする。

### 第3 助成要件

以下の要件を満たし、事前に一般財団法人山口観光コンベンション協会理事長（以下、「理事長」という。）に助成金を申請し、協会が承認した旅行を対象とする。

① 訪日外国人旅行者（日本国以外の旅券を有し、「短期滞在」に該当する在留資格を有する者）を対象としたものであること。

② 山口県、広島県、福岡県のいずれかの空港を発又は着の国際定期便又はチャーター便を利用したものであること。

③ 山口市内の宿泊施設に1泊以上すること。

④ 貸切バス1台あたりの構成人員は10名以上（乗務員、添乗員は含まない）であること。

⑤以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。

（ア）企画された旅行が観光目的でないもの（宗教、政治、興業、大会への参加を目的とするもの、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの）。

（イ）発注元が宗教・政治を目的とする団体であるもの。

（ウ）その他、理事長が不相当と認めるもの。

### 第4 助成金の交付額

① 助成金の総額 1,750,000円

※旅行業者単位の限度額は、原則50万円までとする。

② 貸切バス1台当たりの助成金額

貸切バス1台につき、乗客数（利用実績）に応じて以下の金額を助成する。

乗客数	助成金額
10人～19人	<u>30,000円</u>
20人～29人	<u>50,000円</u>
30人以上	<u>55,000円</u>

## 第5 助成金の交付の申請

助成金の交付を申請しようとする者は、出発日の10日前までに助成金交付申請書（別記第1号様式）及び関係書類を理事長に郵送等で提出すること。

## 第6 助成金の交付の決定

理事長は、前条の申請書の提出があった場合において、助成金の交付の可否を決定し（別記第2号様式）、申請者に通知する。

## 第7 事業の変更等

申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合又は事業を中止する場合は、速やかに変更・中止承認申請書（別記第3号様式）を提出し、理事長の承認を受けること。

## 第8 実績報告

申請者は、助成事業終了後14日以内に実績報告書（別記第4号様式）を理事長に郵送等により提出すること。また、請求書（別記第5号様式）も併せて提出すること。なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。

## 第9 助成金の交付

理事長は、実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し助成金を交付する。

## 第10 助成金交付決定の取消等

助成金の交付決定後もしくは確定後において、次に該当する場合は、理事長は原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求める。

- ①申請書、実施報告書、添付書類等に不正並びに著しい不備があるとき。
- ②天災地変、天候不順、交通機関の運休などの理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能な場合は、助成金交付適用外とする。

## 第11 その他

この要項に定めのない事項については、理事長が別に定める。

## 附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。